



公益財団法人大本育英会が大本組<1793>株式の変更報告書を提出



大本組<1793>について、公益財団法人大本育英会が8月29日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「提出者の名称変更（財団法人大本育英会から公益財団法人大本育英会に名称変更）」によるもの。

報告義務発生日は、2013年4月1日。